平成 22 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 21 年度分に係る評価)

42101101

【1枚目】

001040201

事務事業名 生ごみ自家処理器購入費助成事業	部 名 等	部 名 等 民生部 政策の柱 第4章 自然と共生する魅力あるまち		5	会計一般会計				
予 算 書 の 事 業 名 3. 生ごみ自家処理器購入費助成事業	課名等	環境安全認	政 策 名第2節 地	域にやる	らい循環型社会の)構築	款 4. 衛生費		
事業期間 開始年度 平成12年度 終了年度 当面継続 業務分類 4. 負担金・補助金	係 名 等	生活安全(施 策 名 1. 循環型社会に向けたまちづくり				項 2. 清掃費		
実施方法 ○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ● 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営	記入者氏名	坪崎 正裕	ド 区 分ゴミ適正化	;			1. 塵芥処理	里費	
	電話番号	0765-23-10	基本事業名 ごみの減量	化の推進	<u>É</u>				
◆事業概要(どのような事業か)					実績	į		計画	
一般家庭から排出されるごみを、自家処理器を使用して処理しようとする市民に対して、自家処理器購入に必要な経 自家処理器の普及が資源を再利用しようという市民意識の高揚を図り、家庭ごみの減量化等に結びつく。	費の一部を助成	する事業。		単位	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 申請世帯		① 自家処	理器の購入世帯数	世帯	18	19			
対 象		■ \$ ② # # # # # # # # # # # # # # # # # #							
		3							
< 平成21年度の主な活動内容> ごみ自家処理器購入者に対して補助金を交付する。 補助内容は、1基につき購入金額の1/3以内、ただし1基につき15,000円を限度とする(1,000円未満の端数は切り指 手」1世帯1基を限度とする。	きてる)	活動の	対する補助件数	件	18	19	0	0	(
*平成22年度の変更点 電気式生ごみ処理機の購入価格も低価格となったことから、市の補助目的がある程度達成されたことから、補助制 こととした。	度を廃止する	指標							
(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 申請世帯の生ごみの排出量を減らす。 意図		① 家庭か 成果 果 ② 標	ら出る可燃ごみの量	t	8, 331	8, 162	8, 000	7, 900	7, 80
そ		Ŭ	見段階で取得できていない場合、そ 0	の取得方	法を記入				
◆この事務事業開始のきっかけ (何年〈頃〉からどのようなきっかけで始まったか)			財 (1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	
家庭から出たごみをごみとして排出するのではなく、少しでも自分で処理をしてごみの減量を図るために、自家処理 ようになったのがきっかけである。密封容器 (ボカシ用) (2,000円以上のもの1,000円補助 1世帯2基まで)、堆肥イ	化容器 (コンポ)		源 (2)地方債 内 (3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	
のもの3,000円補助 1世帯2基まで)、電気式生ゴミ処理器 (1/2補助上限20,000円 1世帯1基まで)の購入の助成を行	行ってきた。		(4)一般財源	(千円)	245	420	0	0	
			A. 予算(決算)額((1)~(4)の合計)	(千円)	245	420	0	0	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化	など)		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	1	1	0	0	
市民のリサイクル意識の高揚から、平成17年4月1日から購入金額が高額な電気式生ごみ処理器のみの助成とし、補助 下げした。	金額(1/3補助上	-限15,000円)も引き	②事務事業の年間所要時間	(時間)	200	200	0	0	
電気式生ごみ処理機の低価格化に伴い、平成21年度をもってを廃止した。			B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	841	841	0	0	
しかし、今後も継続的にごみの減量化の新たな施策を実施していく必要がある。			事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	1, 086	1, 261	0	0	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)			(参考) 人件費単価 ◆県内他市の実施状況 ((円億時間)	4,205 いる内容又は把握	4,205	4,205	4, 205	4, 20
▼中氏や酸素などからの要望・息見(担当者の私見ではなく、実際に命ぜられた息見・質問などを記入)なし。			● 把握している黒	山市-1/ 部市-1/	73補助20,000円上队 73補助10,000円上队 73補助20,000円上队 73補助20,000円上队	艮その他5,000円	マノゴロノへ作用)		
					(3補助20,000円上) (3補助18,000円上)				

02040200

政策体系上の位置付け

421011

予算科目

コード3

【目的妥当性の評価】

【目的妥当性の評価】
1. 施策への直結度(事務事業の施策の目指すすがたに対する直結度(対象・意図の密接度)とその理由説明)
○ 直結度大 生ごみ処理機の購入費の助成があれば、買いやすくなり処理機が一般家庭に普及する。
説 自家処理することによってごみの量が減る。減ればごみ減量に対する意識が高まる。前 直結度中
直結度小
2. 市の関与の妥当性(民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている
○ 法令などによる義務付けはないが、、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当
民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当
市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当
● 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当
根拠法令等を記入
3. 目的見直しの余地(現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合、その理由と内容を説明)
現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地はなし。
説
ac mg
「右松仲の平体
【有効性の評価】
4. 成果向上の余地(成果の向上が今後どの程度見込めるか説明)
補助を始めた当初は約260件の申請があったが、最近は生ごみ処理機の申請件数が減少しており、大幅な成果の向上は
望めない。
to the state of th
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無(どう効果が高まるか説明)
連携することで、今より効果が高まる可能性があるほかの事務事業はない。
就
st st
【効率性の評価】
6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)
購入価格も下がり、市の補助目的は達せられたものと考えられ、補助制度の廃止の検討が必要である。
説
· 明
7. 人件費の削減の余地(今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)
収
なし <mark>説</mark>
明
【公平性の評価】
8. 受益者負担の適正化の余地(過去の見直しや社会経済状況等から)
符定受益有の
り・負担あり <mark>説</mark>
第 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明
適正化の余地あり
9. 本市の受益者負担の水準(県内他市と比較し、今後のあり方について説明)
高い 他の間で補助制度はあるか、中の補助目的は達せられ、受益者負担か望ましい。
○ 平均 説 BB
明
(低)、

【必要性の評価】				
10. 社会的ニーズ (この事務事業にどれくらいのニーズがあるか)				
○ 全国的又は広域的な課題であり、ニーズが非常に高い				
○ 市固有の課題であり、なおかつ市民などのニーズが非常に高い				
○ 比較的多くの市民などがニーズを感じている				
○ 一部の市民などに、ニーズがある				
○ 一部の市民などに、ニーズがあるが、それが減少しつつある				
● 目的はある程度達成されている				
○ 上記のいずれにも該当しない				
11. 事務事業実施の緊急性				
○ 緊急性が非常に高い				
○ 緊急に解決しなければ重大な過失をもたらす				
○ 市民などのニーズが急速に高まっている				
○ 緊急性は低いが、実施しなければ市民生活に影響が大きい				
● 緊急性が低く、実施しなくても市民サービスは低下しない				
★ 評価結果の総括と今後の方向性				
(1) 評価結果の総括				
① 目的妥当性 ● 適切 ○ 目的廃止又は再設定の余地あり				
② 有効性 ● 適切 ○ 成果向上の余地あり				
③ 効率性 ○ 適切 ● コスト削減の余地あり				
④ 公平性 ○ 適切 ● 受益者負担の適正化の余地あり				
(2) 今後の事務事業の方向性				
○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施 廃止 年度				
○ 終了 ● 廃止 ○ 休止 →→→→→→ 平成21年度				
○他の事務事業と統合又は連携				
○目的見直し				
○ 事務事業のやり方改善				
	1 1 1 1 m = 1 1 1 1			
★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか) 【生ごみの減量化は必要であり、電気式生ごみ処理機の購入助成は廃止したが、引続き生	コストと成果の方向性			
生こみの減量化は必要であり、電気式生こみ処理機の購入助成は廃止したが、引続さ生 ごみの減量化の取組みが必要である。	コストの方向性			
次年度(不力)				
(平成23	出心武			

★改	革・改善案((いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)	コストと成果の方向性
		生ごみの減量化は必要であり、電気式生ごみ処理機の購入助成は廃止したが、引続き生ごみの減量化の取得なが必要である。	コストの方向性
実施予	次年度 (平成23 年度)	ごみの減量化の取組みが必要である。	削減
定時		生ごみの減量化は必要であり、引続き減量化の取組みが必要である。	成果の方向性
期	中·長期的 (3~5 年間)		維持

★課長総括評価(一次評価)	
平成14年より、ごみの減量化施策として生ごみ処理機の設置補助を実施してきた。しかし、処理機の購入価格も下がり、その補助目的は達成されたものと考える。今後はごみの減量化のための新たな施策を検討し、減量化を行っていく必要がある。	二次評価の要否
	必要
★ 経営戦略会議評価 (二次評価)	